

大垣市長選挙 大垣市議会議員補欠選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙

投票日 4/16(日) 〔期日前投票 4/10(月)～15(土)〕

任期満了に伴う大垣市長選挙と大垣市議会議員補欠選挙（現在の欠員1人）が、4月9日(日)に告示され、4月16日(日)に投票が行われる予定です。

投票時間は午前7時から午後8時まで（西山・時山投票区は午後7時まで）。棄権せずに貴重な一票を大切にしましょう。

期日前投票や不在者投票についてご案内します。

● 問合せ 市選挙管理委員会 (☎47-8292)

〈投票できるのは〉

今回の選挙で投票ができるのは、平成11年4月17日までに生まれた人で、平成29年1月8日までに転入届出をされた人、または住民票が作成されている人です。

なお、平成29年3月25日以後に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。また、市外に転出された人は、投票ができません。

〈期日前投票について〉

投票日当日に仕事や旅行などのために投票所へ行けないことが見込まれる人は、4月10日(月)から15日(土)までの毎日、午前8時30分から午後8時まで、期日前投票ができます。

場所は、市役所本庁舎1階第4・第5会議室（北玄閣付近）、上石津・墨俣地域事務所です。



〈郵便等による不在者投票〉

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人または介護保険法による要介護者で、次の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は、4月12日(水)の午後5時<必着>が締め切りとなります。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

〈郵便等による不在者投票の代理投票制度〉

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、次の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。

この制度も、事前申請が必要です。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

市・県民税の申告受付

市役所4階大会議室で 3月15日まで

市は、市・県民税の申告受付を市役所本庁舎4階大会議室で3月15日まで（土・日曜日を除く）行っています。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。なお、平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、平成29年度市・県民税の申告をする必要ありません。

また、次の日程で出張受付も行います。

〈出張受付〉

◇青墓地区センター／3月1日(水)～3日(金) 午前9時～午後4時

◇上石津地域事務所／3月8日(水)～10日(金) 午前9時～午後4時

いずれの申告会場も、受付、記載（一般・収支）、税額計算の各コーナーを経て、申告書を提出します。申告がスムーズに

進むよう、次の2点にご協力ください。

①昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告

②事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成

申告期限間近になると、会場は大変混雑します。申告書のほか、各種証明書や領収書などの必要書類を確認していただき、できるだけ早めに申告を済ませてください。

詳しくは、課税課市民税グループ (☎47-8179) へ。

「清流の国ぎふ森林・環境税」適用期間の延長

県民税の均等割に「清流の国ぎふ森林・環境税」として、平成24年度から年額1,000円が加算されていますが、その適用期間が5年間延長され、平成33年度までとなりました。

固定資産の価格の縦覧

市内に土地・家屋を所有する納税者の人は、固定資産の価格などの縦覧ができます。縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較・検討していただくための制度です。

*とき／4月3日(月)～5月1日(月) 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

*ところ／課税課、上石津・墨俣地域事務所（各地域事務所は管内地域のみ縦覧）

*持ち物／平成29年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの

*問合せ／課税課土地グループ (☎47-8168) または、同課家屋グループ (☎47-8178) へ

原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

軽自動車税は、4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。**譲渡、廃車、盗難などの場合は、3月中に異動手続きをしてください。**

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人には、軽自動車税・自動車税の減免制度（1人につき1台のみ）があります。

軽自動車税の減免申請の受付期間は、3月1日から5月31日までです。平成28年度に減免を受けた人には、3月中旬に新年度分の申請書を郵送します。

詳しくは、軽自動車税については課税課諸税グループ (☎47-8143)、自動車税については県自動車税事務所 (☎058-279-3781) へ。

